

「犯罪収益移転防止法」の改正にともなうお取引時の確認に関するお願い

1. 「犯罪収益移転防止法」の改正について

平成25年4月1日より、改正犯罪収益移転防止法の施行にともない、「運転免許証」、「登記事項証明書」などによるご本人さまの確認に加えて、(1)「お取引の目的」、(2)「ご職業」(個人)、「事業の内容」(法人)、(3)「実質的支配者(注1)の氏名・住所・生年月日」(法人)の確認が必要になります。

改正前の確認事項 (平成25年3月31日まで)		個人	法人
	確認事項		○氏名 ○住所 ○生年月日
確認方法		運転免許証、旅券(パスポート)、住民基本台帳カード(写真付きのもの)などを提示していただきます。	登記事項証明書(登記簿謄本・抄本を含む)、印鑑登録証明書(注2)などを提示していただきます。

改正前の確認事項に加えて、下記の確認が必要となります。

追加される確認事項(平成25年4月1日以降)		個人	法人
	確認事項		○お取引の目的 ○ご職業
確認方法		当行所定の書面または申告により確認させていただきます。	○「事業の内容」については、登記事項証明書、定款などを提示していただきます。 ○それ以外の事項は、当行所定の書面または申告により確認させていただきます。

注1: (1)株式会社など「議決権」が4分の1を超えるすべての方。(「議決権」が2分の1を超える場合には、その方のみ)

(2) 上記(1)以外の合名/合資会社、公益/一般社団法人、医療法人などでは、代表権のある方。

注2: 登記事項証明書、印鑑登録証明書は、発行日から6か月以内のものが必要となります。

注3: 実質的支配者の方が法人の場合は、その法人の名称および主たる事務所の所在地を確認させていただきます。

2. お客さまへのお願い

(1) 改正犯罪収益移転防止法が施行される平成25年4月1日以降に口座を開設されるときや融資を受けられるときは、**すでにお取引いただいているお客さまにおいても、今回追加される確認事項の確認が必要となります。**

(2) 上記以外にも必要に応じて確認させていただくことがあります。

詳しくは、窓口にお問い合わせください。

何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。